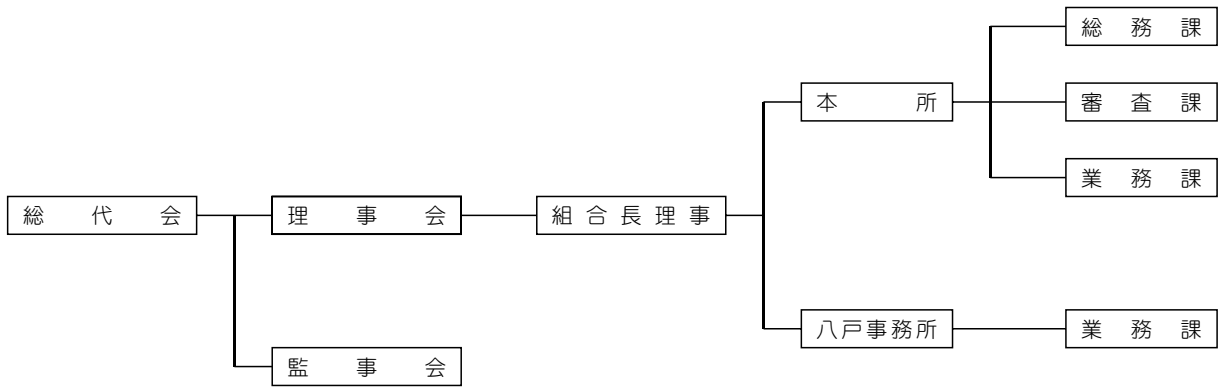


青 森 県 漁 船 保 険 組 合



21世紀に向けての抱負

漁船保険制度は、保険を通じて漁船の不慮の事故等による損害を補償し、漁業経営の安定に資することを目的に、漁船損害等補償法に基づき実施されている。平成11年度に、その制度を改正し漁業環境の変化に伴う保険ニーズに対応した保険の創設、再保険者の民営化等の各改正を行い将来に向け対応する保険機構として、漁業経営の一助にご協力を努めるものです。